

上ノ加江小学校いじめ防止基本方針

中土佐町立上ノ加江小学校
平成 26 年 4 月 30 日策定

I 基本方針の目的

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めるものとする。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法第 13 条の規定に基づき、本校におけるいじめ防止等（いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制・生徒指導体制の確立、教員の資質向上に資する校内研修の充実、チェックリストの作成・実施、学校いじめ防止基本方針の評価など）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

II いじめについての基本的な考え方

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して該当児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策基本法第 2 条）

上記の考えのもと、「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめに全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との自覚を高め、いじめのない明るく楽しい学校生活を実現することを目指し「いじめ防止基本方針」を策定する。

2. 学校の現状と課題

本校は、完全複式学級の小規模校で、児童間の人間関係において限られた集団でのコミュニケーションしかとれないのが現状である。そのため、良好な人間関係が築かれると学校が楽しいという意識も向上するが、友人関係の意識や考え方の相違で、人間関係に亀裂が入るといじめに発展する可能性は見逃せない。そこで、Q-U アンケートを年間 2 回実施し、要支援群の児童や気になる児童を把握し、全教職員で全校児童の実態を把握している。また、児童による学校評価アンケートを年間 2 回実施し、一人一人の児童に寄り添い、常に情報を全教職員で共有し、全校で課題解決にあたる組織機能を確立している。

3. いじめの認識

学校では「いじめ」はどこの学校・学級にでも起こり得るものという認識に立ち、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立って児童を守るという考えのもと、事実関係を確認、対応にあたる。

当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。外見的には喧嘩のように見えることでもいじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。

また、「いじめ」の認知は、特定の教職員のみによることなく、校内の「いじめ対策委員会」を活用して組織的に行う。

4. いじめ防止等にむかう基本姿勢

- (1) 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- (2) 児童、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (4) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (5) いじめ問題について保護者・地域・そして関係機関との連携を深める。
- (6) いじめを確認した際には、その解決に向けて様々な対応を講じ、早期解決に向け、組織的な行動をとる。

Ⅲ いじめの未然防止のための取り組み

1. いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作り

- (1) 一人一人の人権を大切にする学級経営に取り組む。
- (2) 全教職員が授業公開を行い、児童の様子を観察し、お互い協議し合う。

2. 児童、教職員の人権感覚を高める。

(1) 道徳授業の計画的な実施

各学年の道徳の時間の年間計画を見直し、児童の実態に応じた読み物資料やテーマでの授業実践を行い、思いやりの心や相手の立場で物事を考えることができる児童の育成に努める。

(2) 人権、道徳参観日の実施

人権、道徳の授業を保護者に公開し、また、講演会や懇談会を実施することで人権意識の高揚を図る。

(3) いじめを未然に防ぐための校内研修を年間1回以上実施する。

(4) 発達等の課題のある児童の共通理解を図る。

校内支援委員会や、事例研修会を定期的の実施し、全校児童の共通理解を図る。

3. 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(1) 一人一人が活躍できる学習活動の実施。

○本校の研究主題に沿った授業改善に取り組む。

(自分の考えをわかりやすく伝え、学び合う活動)

○特別活動の充実を図り、異学年交流や、児童の自発的な委員会活動を仕組む。

- (2) 人とのかかわり方を身につけるためのソーシャルスキルトレーニング活動を実践する。
- (3) 体験活動を重視し、地域の人やものとの関わりを多くし、連携を深める。

IV いじめの早期発見・早期解決のための取り組み

1. いじめの早期発見のための手段

- (1) 職員会で児童コーナーを設け、全校児童の様子を話し合い、情報の共有を行う。
- (2) 校内支援委員会・事例研修会の定期的な開催により、配慮の必要な児童について話し合う。
- (3) 学校生活アンケートを年間3回、Q-Uアンケートを年2回、児童による学校評価を年間2回実施し、児童の悩みや人間関係、学校に対する要望を把握する。
- (4) 気になる児童については、学級担任、養護教諭、管理職が個人面談を実施する。
- (5) 授業公開を実施し、教職員や保護者による児童の観察や目配りを行う。
- (6) 休み時間や放課後の児童の様子を把握したり、日記やノート点検において目を配り、児童の交友関係や悩みを把握し、個別指導や学級指導に生かす。

2. いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(1) いじめの発見や通報時の対応

○いじめと疑われる行為を発見した時は、その場で行為を止めるとともに、当該児童の聞き取り調査など、事実確認を行う。

○児童や保護者地域から、いじめの通報を受けた時は、学級担任等が直ちに聞き取りを行い、事実確認を行う。

○事実確認の後、「いじめ対策委員会」を開催し、いじめに関する行為や今後の対応策を協議する。そして、校長の強力なリーダーシップのもと、全教職員で組織的に対応し、的確な役割分担を行い、いじめの解決にあたる。

(2) いじめられている児童への対応

○いじめられた児童に対しては、「学校が守る」ことを伝え、安心した学校生活を送れるよう手立てを講じる。

○担任による継続した家庭訪問を行い、保護者と情報の共有を図る。

○児童が信頼できる人（友人、教職員、家族、地域の方など）と連携し、寄り添える環境をつくる。

○スクールカウンセラーやS S W、教育相談員等と連携を図り、心の傷を癒すと同時に不安や悩みの解消を図る。

(3) いじめた児童への対応

○いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対して出席停止や警察との連携による措置も含め毅然とした態度で指導に当たる。その際、

個人情報の取り扱い、プライバシーには十分配慮を行う。

○いじめた児童の指導にあたっては、特別な指導計画の下、自らの行為の責任を自覚させるように努めると共に、児童の抱える問題などを考え、児童の健全な発達に配慮する。

○いじめられている児童の心の傷をいやすためにスクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら相談活動や心のケアを行っていく。

(4) 該当児童等の所属する集団への指導

○いじめを見ていた児童に対して自分の問題としてとらえさせ、いじめを止めたり誰かに知らせることを指導する。

○いじめに同調していた児童に対しては、保護者の理解と協力のもと、いじめに加担する行為であることを理解し、その行為の違法性を理解させる。

○いじめ撲滅の意識を高めるため、学級指導や話し合い活動、集会活動を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、いじめをしない、させない、許さない態度を育成する。

○全ての児童が集団の一員であることを理解し、お互いを尊重し認め合う集団作りに努める。

3. 家庭や地域、関係機関と連携した取組

(1) いじめ問題が起こった時は、双方の家庭との連絡をより密にし、学校の指導方針等を伝え、協力を求める。

(2) 家庭での様子や、交友関係等について情報を提供してもらい、指導に生かす。

(3) 地域の関係する団体と連携を取りあい、情報を受けやすい体制を取る。

(4) ポスターや学校便り等で学校内外の相談窓口を児童や保護者に周知する。

(5) コミュニティ・スクール推進委員会で、いじめ防止基本方針について説明し、理解を求めるとともに、地域ぐるみでいじめを根絶するよう協力を要請する。

(6) いじめに関する内容、事後処理等、必要事項を中土佐町教育委員会に報告し、指導及び助言を仰ぐとともに情報を共有する。

V いじめ問題に取り組む校内組織

1. 校内組織・・・「いじめ対策委員会」

2. 役割

いじめ対策委員会を組織して、いじめの防止・早期発見への取組について協議し、今後の方策を決定する。

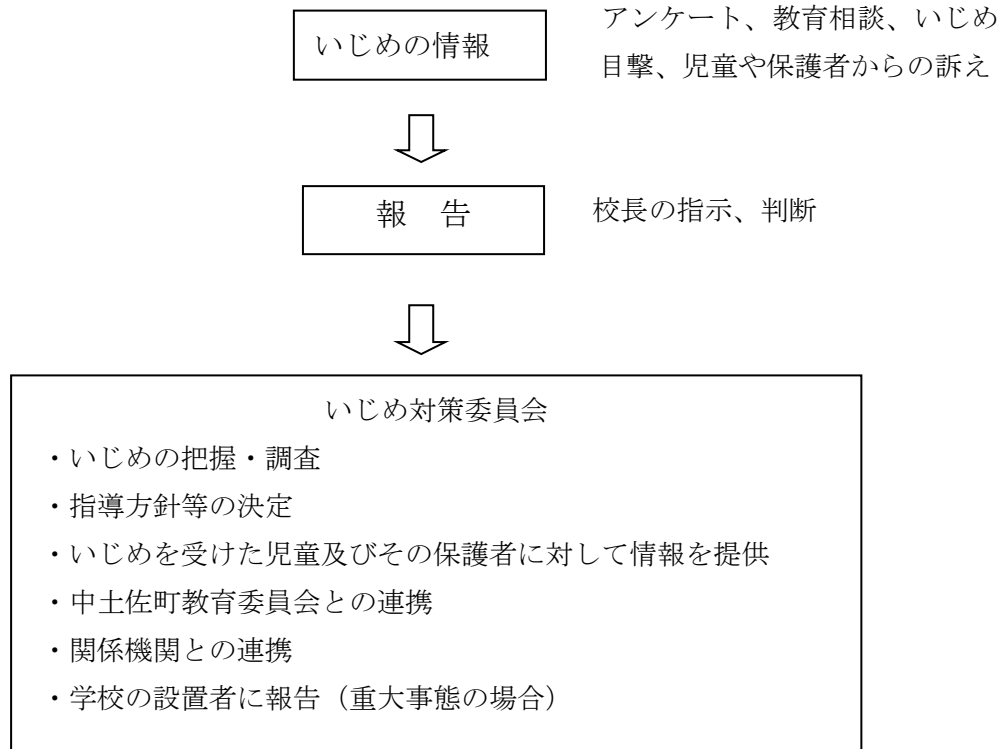
3. 構成メンバー

全教員、スクールカウンセラー、教育相談員、その他関係者等

4. 活動計画

年間活動計画（別紙）

いじめが疑われる事案及びいじめが発生した場合



※重大事態の認識

- ・重大事案とは、いじめにより、当該児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時。
- ・いじめにより、当該児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

年間指導計画

	職員会・校内研修等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み	主な学校行事
4月	職員会（基本方針の確認） 参観日で保護者に周知 いじめ対策委員会	学校便りの発行 道徳・学級活動等を通 じた継続的指導		入学式・始業式
5月	事例研 校内支援委員会	ソーシャルスキルト レーニング、エンカウ ンター等の取り組み	第1回 Q-U アンケートの実施 校内研	遠足
6月	学校運営委員会	人権教育参観日		宿泊研修 プール開き 修学旅行
7月	校内支援委員会		第1回学校生活アンケート の実施 保護者面談	終業式
8月	校内研修の実施 いじめ対策委員会 職員会（いじめ対策委員 会報告） 事例研 校内支援委員会		アンケートの集計・分析	
9月	学校運営委員会			運動会
10月	校内研修の実施			遠足
11月	学校運営委員会		第2回 Q-U アンケート の実施	学習発表会
12月	いじめ対策委員会 職員会（いじめ対策委員 会報告） 事例研 校内支援委員会		第2回学校生活アンケート の実施 学校評価アンケート実施 Q-U アンケートの分析	持久走大会 終業式
1月			アンケートの集計・分析 学校評価アンケートの集計・分析	
2月	学校運営委員会 事例研 校内支援委員会	道徳教育参観日		縄跳び集会 PTA一日先生
3月	いじめ対策委員会 職員会（今年度の総括と 来年度の検討）		第3回学校生活アンケートの実 施・集計・分析	卒業式 修了式